

京都市環境保全基準の改定について

1 概要

京都市においては、京都市環境基本条例第11条第1項の規定に基づき、市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、国の環境基準（以下「環境基準」という。）に京都の地域特性を加味した京都市環境保全基準（以下「市保全基準」という。）が定められている。

平成24年8月及び平成25年3月、国において、生活環境の保全に関する環境基準に、水生生物に対する新たな毒性情報が明らかとなった「ノニルフェノール」及び「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の2つの項目が追加されたことを受け、市保全基準を改定し、これらの項目を追加するに当たり、同条例第11条第2項及び第6項の規定に基づき、京都市から環境審議会としての意見を求められたことから、同審議会の下に設置した環境保全基準部会において議論を行った。

2 市保全基準の改定内容（案）

生活環境の保全に関する環境基準において新たに追加された、「ノニルフェノール」及び「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の2つの項目及び基準値を市保全基準「水質汚濁に係る環境保全基準（生活環境に係るもの）」に追加する。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

3 主な意見

- (1) 小学校で環境教育として実施されている河川調査の結果も市保全基準に何らかの形で反映させてほしい。
- (2) 水生生物の生息状況等を把握するうえでは、大学、企業、行政その他関係機関で情報を共有できる体制、仕組みづくりが必要である。
- (3) 新たに追加される2物質の測定等の調査については、人員・機材面での更なる充実が必要であることを考慮すれば、経費節減の観点から、委託により実施する方が効率的であるが、これにより、測定データの信頼性や実務に携わる職員の測定・分析能力の低下が懸念される。

4 審議結果

市保全基準の改定について，これを承認する。

5 経過及び今後の予定

平成25年 7月19日 平成25年度第1回京都市環境審議会において，市保全基準の改定について調査及び審議するため，環境保全基準部会を設置

11月 7日 環境保全基準部会開催

平成26年 1月22日 平成25年度第2回京都市環境審議会に審議結果を報告
3月 市保全基準の改定（告示）